

No. 31

制 度 名	地域少子化対策重点推進交付金	主管課名	少子化対策課 企画・結婚支援 G		
		問合せ先	029-301-3261		
目的・趣旨	結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援する施策を推進し、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業]</p> <p>(1) 重点課題事業・優良事例の横展開支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情・課題に応じた少子化対策を推進し、子育てしやすい生活環境を整備するため、地方自治体を実施する取組 ・結婚に対する取組や結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組 <p>(2) 結婚新生活支援事業</p> <p>結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する自治体を対象に、国が自治体による支援額の一部を補助</p> <p>[補助要件等]</p> <p>(1) 重点課題事業・優良事例の横展開支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象：結婚に対する取組 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組 等 <p>(2) 結婚新生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯：夫婦ともに 39 歳以下かつ世帯所得 400 万円未満の新規に婚姻した世帯 <p>[対象経費]</p> <p>(1) 重点課題事業・優良事例の横展開支援事業</p> <p>地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金</p> <p>(2) 結婚新生活支援事業</p> <p>市町村の支給する経費であって、以下に係るもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、リフォーム費用に係る支援 ・婚姻に伴う引越費用に係る支援（引越業者又は運送業者への支払に係る実費に限る。） <p>[補助限度額等]</p> <p>(1) 重点課題事業・優良事例の横展開支援事業</p> <p>1 市町村当たりの交付上限額：1,000 万円（中核市は 2,000 万円）</p> <p>(2) 結婚新生活支援事業</p> <p>1 世帯当たりの交付上限額：30 万円</p> <p>[経費負担割合] ※国負担割合は、重点課題事業のみ 2/3</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
		1/2、2/3	-	1/2、1/3	-
〔4 年度当初予算額〕		〔4 年度補助対象団体〕			
95,000 千円		令和 3 年 4 月頃決定予定			
〔備考〕					